参 4.12.3
907

労秘第二九二二号
昭和四年十一月二□日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙蔵 殿
鉄道大臣 江木翼 殿
社会局長官 吉田茂 殿
各庁府県長官 殿

ツウリング自動車株式会社ノ労働争議ニ関スル件

要旨

(1) 十一月二十六日労資双方会見セルモ妥協成ラス結局再会見ヲ約シ従業員側ハ退社セリ
(2) 従業員側ニ於テハ実行委員争議費用積立方法、結束策等ヲ協議決定シ強硬ニ会社ニ対抗シツツアルカ十一月二十六日現在社費不納額ハ四千八百三十八円ニ達ス
(3) 会社側ニ於テハ到底妥協ノ見込ナキモノトシ十一月二十七日社費滞納者ニ対シ十一月末日迄ニ納入セサル場合ハ解雇命令ヲナス旨ノ通知状ヲ発シ態度強硬ナルヲ以テ厳ニ視察警戒中

[illegible]